

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 8 号

2012（平成24）年度

東京神学大学

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的として、2012 年度に本学に於いて博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

氏 名： 須田 拓（東京都）

学位の種類： 博士（神学）

学位記番号： 甲第2号

学位授与の要件： 学位規則第4条第1項

学位授与の日付： 2013年3月8日

学位論文題目： 「ジョン・オーウェンの三位一体論的神学における自由の理解
—キリスト者の自由とその教会論並びに寛容論への影響—」

審査委員会： 主査 東京神学大学教授 近藤 勝彦
副査 東京神学大学教授 芳賀 力
副査 東京神学大学教授 神代真砂実

内容の要旨

ジョン・オーウェンの三位一体論的神学における自由の理解
—キリスト者の自由とその教会論並びに寛容論への影響—

2012年6月

須田 拓

本論文は、17世紀イングランド・ピューリタンの神学者ジョン・オーウェン(John Owen, 1616-1683)の「キリスト者の自由」理解を論じたものである。オーウェンの「キリスト者の自由」理解を明らかにすると同時に、その自由理解が彼の三位一体論並びに聖霊論理解に基礎づけられていること、また、他の分野、特に教会論と寛容論に大きな影響を与えていることを論証した。また、近年の三位一体論的神学の興隆の文脈におけるオーウェンの神学の意義について、カール・バルト、ヴォルフハルト・パネンベルク、ユルゲン・モルトマン、コリン・ガントンら二十世紀の神学的な議論との比較を通して論じている。

オーウェンの神学は、近年、三位一体論的神学の文脈で注目されるようになり、既に、オーウェンの三位一体論的なキリスト論、神との交わりの理解、ディヴオーション理解などが研究されてきた。しかし、近代世界の重要な概念である「自由」について、近代世界成立の劈頭にあるオーウェンの神学理解を扱った研究は、これまで自由意志に関する論文があるのみで、特に三位一体論的神学の観点からは全くなされてこなかった。本研究は、その自由理解について、特にキリスト者の自由に焦点を当てながら、三位一体論的神学の観点から検討するものである。

第1章および第2章では、オーウェンの三位一体論的神学の特徴について、特に聖霊論について論じられ、第3章ではそれを踏まえて、彼の「キリスト者の自由」理解について論じられる。特に、『聖霊論』(Pneumatologia)、『三位一体論の論証』(A Vindication of the Doctrine of the Trinity)、『信仰義認の教理』(The Doctrine of Justification by Faith)、『神との交わりについて』(Of Communion with God)といった彼の組織神学的著作に表れた神学理解を中心に扱い、適宜、『アルミニウス主義の叙述』(A Display of Arminianism)、『福音の論証』(Vindicae Evangelicae)など、アルミニウス主義やソツツィーニ主義といった当

時の論敵を論駁する著作を参照する。

第 1 章では、オーウェンによる三位一体論の理解について論じる。特にカパドキアの教父たちの理解及びアウグスティヌスの理解との比較を通し、オーウェンの三位一体論が、アウグスティヌス由来の西方神学の伝統に立ちながら、同時にカパドキア教父の位格理解を受容していること、さらに各位格を行為の主体であるとして、その独自の働きを明確に語る点で両者と異なるものであることを明らかにした。但し、各位格はその起源関係に基づく秩序に応じて働くとして理解されることで、三位格の働きの一体性も担保され、御父が神の御業の起源、御子は獲得因、聖霊は作用因として語られる。

二十世紀の神学において、特にバルトの神学に聖霊論の弱さが指摘される中で、その克服としてパネンベルク、モルトマン、ガントンらが各位格の独自の働きを語ろうと試みており、各位格の独自の働きを語るオーウェンの三位一体論は、その文脈で示唆を与える。しかし、オーウェンの三位一体論は、御父のモナルキアやフィリオクエなど、現代においてしばしば批判される形態を残している。

それを受けて第 2 章では、人間に対する聖霊の働きの理解について論じ、特に人間の墮落状態についての理解、またそこからの救済理解について論じる。オーウェンは、人間の墮落状態を、単なる倫理的問題であるに留まらず、性質が深刻に破壊されていることと理解し、それを「能力心理学」(faculty psychology)により記述した。同様に、彼は人間の救済を、神との関係の回復である義認と、破壊され損傷した人間の性質の回復である「新しい創造」とに分けて語り、いずれもキリスト論的かつ聖霊論的に論じた。特に「新しい創造」によって、人間の性質の回復という「物理的」変化があるとされる点に、オーウェンの神学の特色がある。オーウェンは、「霊的生の原理」を「神の像」と理解したが、墮罪によって失われたその「神の像」が、まずキリストの人性の内に回復し、それが聖霊による再生の御業によって信仰者にもたらされ、さらに聖化によって保持され、増幅されると理解した。

この第 2 章では、バルトとの比較を通して、信仰者の内なる変化を語るためには、聖霊が、人間の内に働く方として理解される必要があり、そのためには聖霊の独自の働きが認識されなければならないことを指摘した。つまり、オーウェンは、各位格の独自の

働きを語り得る三位一体論によって、信仰者の内なる変化を語る事が可能とされた。

第3章では、オーウェンの「キリスト者の自由」理解を明らかにする。オーウェンは「キリスト者の自由」を、義認により祭儀律法から自由にされ、道德律法の恐ろしさから解放されたこととしての「状態と状況の自由」と、再生・聖化による信仰者の「物理的」変化によって実際に神に従うことができるようにされたこととしての「内的行為の自由」とに分けて論じた。前者は、ルターやカルヴァンにおいても語られていたが、ルターやカルヴァンは後者、即ち「内的行為の自由」については積極的に論じなかった。この点にオーウェンの自由理解の特徴を見出すことができる。

この「内的行為の自由」の主張は、当時のアルミニウス主義による自由意志の強調を論駁する形でなされた。アルミニウス主義者たちが、生まれながらの人間に、善と悪とを中立的に選択する自由意志が与えられていると主張したのに対し、オーウェンは、再生前の人間の自由意志はただ悪を自発的に選ぶことしかできないこと、再生されたキリスト者のみに自由と呼ぶことのできるものが与えられていること、その自由は神に従うという方向性を持つものであることを主張した。

オーウェンは、この「内的行為の自由」の主張において、神に従うキリスト者の自由の方向性を現実的なものと理解し、信仰者の自発性を積極的に評価した。但し、オーウェンによるこのような積極的な自由の主張は、人間が神に従う自由を行使する上での神の主導性を否定するものではない。キリスト者は「義人にして同時に罪人」であり、この積極的な自由の行使には、聖霊の継続的な働きが必要であるとされる。

罪によって人間の性質が破壊されているとするアウグスティヌス的な墮落理解に従うならば、このような積極的な自由が位置づけられるためには、墮落した人間の性質の回復がはっきりと語られなければならない。この第3章では、特にバルトとの比較を通して、オーウェンの場合、独立した聖霊論によって、再生と聖化を信仰者の内なる変化として明確に語っていること、そしてその内的変化に自由を基礎づけたことが重要であることを指摘した。

さらに、モルトマンの社会的三位一体論による「共同体」としての自由理解との比較を通し、オーウェンの三位一体論的神学が、内在的三位一体の「形態」よりもむしろ神

の三位一体の「御業」に着目したものであり、それが共同体の形成を軽視することなく、個人の自由な力を論ずる自由論を生み出したことを指摘した。

第4章、第5章では、第3章で論じられた「キリスト者の自由」が、オーウェンの教会論と寛容論にどのように影響したかについて論じる。それぞれ、彼の教会論的著作、寛容についての著作にどのように「キリスト者の自由」が表れているかが検討される。

第4章では、「内的行為の自由」としてキリスト者の積極的な自由が主張されたことが、信仰者の自発性によって教会が形成される事実、また礼拝が自発的になされるべきであるとの主張に帰結したことを明らかにした。オーウェンは、全ての選ばれた人々からなる「見えない公同の教会」、信仰の告白によって形成される「見える公同の教会」、「各個教会」という三重の教会理解を持つが、特に「各個教会」について、キリストによって建てられると同時に、信仰者の自発性によって形成されると語ることで、会衆派教会を擁護した。

現代の神学は、教会論における会衆の位置づけを課題としているが、ミロスラフ・ヴォルフやガントンがペリコレシスによる神の一体性理解によって共同体としての教会論を展開しようとしたのに対し、オーウェンは、それとは異なる三位一体理解によって同様の、信仰者の自発性が位置を持つ教会論を展開しており、新たな三位一体論的教会論の形成の可能性があると指摘した。

続く第5章では、オーウェンの寛容理解を論じる。オーウェンは一貫して、宗教的事柄に関する為政者のある一定の役割を認めつつ、信仰のファンダメンタルズを受け入れ公共の平和と安寧を妨げない限り、非国教徒とその礼拝は寛容に扱われるべきと主張した。特に1660年の王政復古以後は、各信仰者がキリストの御心に適うと信ずる仕方で礼拝することを容認する「良心の自由」を主張したが、その主張は彼のキリスト者の自由理解に支えられていた。即ち、信仰者が聖霊の助けの下で、自発的に神を礼拝するように導かれているとすれば、その自発的な行為が為政者の権力から守られ、実際に社会において行為できるようにする必要があるという意味で、「良心の自由」あるいは「宗教的寛容」の必要性が認識されるとオーウェンは理解した。この第5章では、バルトとの比較を通し、このような積極的な自由の主張は、信仰者の主体性に基礎づけられる必要が

あることを指摘した。また、モルトマンによる社会的三位一体の試みは、結局個人の自由を基礎づけることが困難であることも指摘した。

本論文は、以上を通して、オーウェンの「キリスト者の自由」理解の特色を明らかにすると同時に、第一に、それが彼の聖霊論並びに三位一体論に基礎づけられていることを示した。即ち、オーウェンの神学は、各位格の独立した働きを語り得る三位一体論によって、信仰者の内に働き、「物理的」変化をもたらす聖霊の働きについて語る事が可能とされ、自由がその聖霊による内的変化に基礎づけられることで、キリスト者の積極的な、しかし方向付けられた自由について語る事ができた。そして第二に、キリスト者の自発性を「キリスト者の自由」として評価したことが、信仰者の自発性に着目した教会論の形成と、共通祈禱書によらず自発的に礼拝する「良心の自由」としての寛容の主張を支えたことを示した。

さらに、このようなオーウェンの神学が、聖霊の独立した働きを語り得る三位一体論、また信仰者の主体性を適切に理解する点において、現代神学の文脈でなお意義を持つものであることを論じた。第一に、オーウェンの神学は、近年の「三位一体論的神学」の文脈において、三位格の御業の一体性を担保しつつ位格の独自の働き、特に聖霊の独自の働きを語り得る神学を構築する可能性を示している。第二に、現代の教会において会衆が適切に位置づけられ、また市民社会の自由が神学的に擁護されるためには、人間の主体性が適切に理解される必要があるが、オーウェンの神学はその「人間の主体性」の適切な理解を与え得るものである。オーウェンは、人間の自律性を過度に評価することに陥ることなく、聖霊の助けによって方向付けられた「キリスト者の自由」として、信仰者の自発性を認めた。このような理解は、聖霊の独自の働きを語り得る彼の三位一体論によって可能にされたが、ここに、現代の教会並びに市民社会の自由を支え得る神学の可能性が示されていると考える。

審査結果の要旨

本審査報告書は、須田 拓 氏の東京神学大学大学院博士課程後期課程の学位「博士」(神学)の請求論文の審査報告書である。須田 拓 氏の学位請求論文は「ジョン・オーウェンの三位一体論的神学における自由の理解—キリスト者の自由とその教会論並びに寛容論への影響—」という表題により、2012年6月に提出された。本文はA4版で181頁、それに文献表を合わせて全体A4版で193頁である。研究科委員会は、提出を受理すると同時に近藤勝彦教授(指導教授、主査)、芳賀 力教授(副査)、神代真砂実教授(副査)の3名による審査委員会を構成し、また研究科委員会全員に本文一人2週間余の時間的余裕を持たせて回覧させた。審査委員会は、2012年9月7日(金)午後2時30分より行われ、須田 拓氏本人に出席を求め、午後5時まで、2時間半にわたり、序論から結論まで各章ごとに、また全体について、さまざまな角度から審査を行った。

本論文の趣旨とその特質

須田 拓氏の学位請求論文は、17世紀ピューリタニズムにおける最大の神学者と言われるジョン・オーウェンの神学思想の中でも、その自由の理解に注目したもので、その神学的基礎を聖霊論に見ながら、とりわけ聖化・再生論との関連において「キリスト者の自由」を明らかにするというものである。そこからさらにその自由の理解が会衆派神学者として著名なオーウェンの会衆主義的教会理解にどのように関係したのか、さらには17世紀当時の一大共通問題であり、近代市民社会の形成とも深く関連した「寛容」の理解にどう関係していったかを解明しようとする、きわめて野心的な問題把握と言ってよいであろう。自由論の根拠をなす聖霊の理解は、当然オーウェンの三位一体論との関連を欠くことはできない。それゆえ聖霊論に先だってオーウェンの三位一体論が論じられる。

こうした論文の趣旨に対して、その研究方法の根本特徴は、組織神学的方法を主としている、すなわちオーウェンの神学思想をその内部の展開構造や相互関連において明らかにしながら、その神学の現代的な意味を問うという研究方法である。もちろん17世紀の思想家の研究として三位一体論についても自由論についても、歴史的な文脈や当時の時代史を無視することはできない。須田 拓氏の論文は、その点で三位一体論や自由論の歴史的研究を踏まえ、その中でのオーウェンの理解の特徴を際立たせようとも試みており、アルミニウス主義やソツツィーニ主義など当時の時代思想との確執にも注目している。しかしその都度根本にあるのは、組織神学的な関心であり、現代の神学状況に対するオーウェン神学の意味である。

この点で本論文は、大筋としてはアラン・スペンスのオーウェン研究やその師であったコリン・ガントンのオーウェン研究と同様の線に立っていると言うことができる。上記2名の最近のオーウェンの研究姿勢と同様の線に立ちつつも、本論文の特徴、また固有性は、

「自由の理解」という主題の選出に見られる。この観点から、オーウェン神学を真っ向から扱った研究はこれまで存在していないからである。

本論文の構成と概要

本論文は序論について五つの章を持って展開されている。序論では、オーウェンの伝記的、時代史的紹介がなされ、なにゆえ主題として「自由の理解」、とりわけ「キリスト者の自由」の理解に注目するかが語られる。またあわせて20世紀におけるオーウェン研究史を概観し、その「契約神学」への注目と「三位一体論」への注目の二つの焦点を指摘し、本論文の研究的位置が語られる。それは「三位一体論」への注目の研究史の流れに立ちながら、従来欠けていた「自由の理解」に注目するというものである。叙述は簡潔明瞭であり、自らの研究の研究史的位置と其中での固有性の表明も分かりやすい。ただし「契約神学」と「自由の理解」は当然、密接な関係に立つはずと思われるが、ここでは「自由」の問題や「キリスト者の自由」が特別扱われていないと指摘されるのみである。

続いて第一章は「オーウェンの三位一体論と三位一体論的神学」と題され、本論文の神学的基礎部分をなす研究である。オーウェン神学がその聖霊論を成立せしめる根本にどのような三位一体論があったかという問題である。本章は2節に分けられ、オーウェンの三位一体論が「位格」の観点と「一体性」の観点とから明らかにされ、さらにその神学的影響の淵源をカパドキアの教父とアウグスティヌスの両方に見て、その両者との違いによってオーウェンの独自性を明らかにしている。その際、オーウェンの三位一体論の特徴として「各位格の働きの独自性」が主張されていることが強調される。それが各位格の意志の一体性と関係性によって語られる。

この関連で教父神学、とりわけカパドキアの教父たちやアウグスティヌスとの関係や相違が扱われる。この部分は事柄の大きさに比較して分量は控えめに論じられ、概括的な記述なので、個別的な専門研究の観点からすると容易に批判や反論を誘発する部分であろう。そうした危険を冒しながら、オーウェンが西方教会の神学者として三位の一体性の強調やフィリオクエの主張に明確に立ちながらも、東方教会の神学の特徴と言われる三位格の区別の強調をも伴った三位一体論を展開していることが叙述されている。本論はこの点においてアラン・スペンスの主張と共鳴関係にあるが、オーウェンにおいて、三位の相対的独立性ないし独自性の主張が、西方教会の神学においてもあったことが意味深く捉えられている。この点が第二章に展開される聖霊論の基礎的な議論をなしているわけである。

第一章の後半は、20世紀の三位一体論の諸議論とオーウェンの対比を扱い、主としてユルゲン・モルトマンとヴォルフハルト・パネンベルクが対比の相手として選ばれている。彼らは共に三位格の独自性を強調するからであるが、彼らは同時に経綸的三位一体論の強調に傾いている。これに対し、オーウェンは西方神学においては例外的に位格の独自な御業を強調しつつ、なお内在的三位一体論に明確に立って、御父のモナルキアやフィリオクエを主張する。これらは現代では、時代遅れのように扱われる事柄であるが、なおそこに

込められた意味を汲み取ろうとしている。この論述部分は細部にはなお批判や議論の余地を残すものの、その叙述は全体として圧巻と言ってよい。

第二章は「人間に対する聖霊の働き」をオーウェンの場合に見るもので、本論文の主題である「自由の理解」に直接する基礎論としての聖霊論を特に救済論の観点から扱っている。救済はオーウェンにおいて義認のみでなく、「二重の救済」として再生・聖化に注目され、そこに「変化の神学」が見られると主張される。再生・聖化はまた「新しい創造」として捉えられ、そこに人間に対する聖霊の働きが主張される。この文脈はルターよりもカルヴァンに近いが、しかしまたカルヴァンにおいても「変化」としての聖化はかならずしも明白ではなかったと言う。

オーウェンの「変化の神学」はさらに「神の像の回復としての物理的側面」「性質の変化」について述べているとされる。この点はオーウェン研究としてはすでにケリー・カピックによって指摘されていると断わられているが、本論文はカピックと異なり、そこに働く「霊的生の原理」に注目し、オーウェンはこれを神の像と同一視したと語る。「オーウェンの理解では、聖霊は人間の中に働いて、破壊された性質や腐敗した魂の諸機能を回復させ、我々を神への従順へと向けさせる」。この議論の現代的意味については、明らかにカール・バルトの聖霊論が位格的独自性を認識できず、そのため聖霊によって用いられる人間の独自の位置をも見失った問題性を認識し、聖霊論の展開による人間の働きの意味を語る可能性をオーウェンは教えていると見ているわけである。

第三章はオーウェンの「キリスト者の自由について」で、本論文の中核的な部分である。オーウェンは人間一般の自由意志論として自由の問題を論じたのではなく、贖われた人間が聖霊による助けを通して得る「キリスト者の自由」について論じた。さらにオーウェンは自由について「状態と状況の自由」と「内的行為の自由」を区分し、後者の自由の意味を強調した点に特徴があるとされる。そこから本論文はオーウェンの自由の理解が当時のアルミニウス主義における自由意志論と相違し、またさらに自由の神学史を紐解きながら、アウグスティヌス、ルター、エラスムス、カルヴァンなどの自由論とも比較し、オーウェンの特質を論じる試みをしている。この面も大きな議論に及んでおり、細部においては異なる解釈を誘発する可能性を皆無としない。しかしオーウェンの自由の理解がこうした神学史的考察を経ながら、とりわけ「再生された者の自由」「方向付けを受けた自由」として展開されていることが明示されている。

オーウェンの自由の理解はこの章では、現代の神学に対して持つ意味としては、カール・バルトとの異同においてさらに扱われている。バルトは「人間における物理的変化」は語らなかった。それは彼の神学の中にハビトゥスに対する評価が欠如していることでも分かる。他方、オーウェンはそれを積極的に語り、さらに「再生された者の自由」が、「神の賜物としての自由」でありつつ、「自発性」の形態をとることが語られる。聖霊の働きは自発性の中に働く。このことがやがて「自由教会論」や「市民社会の形成原理としての自発性」に関係してくると言われる。しかしこの章の肝心なこととしての聖霊との関わりは、語る

れてはいるが、詳述されているとは言い難い。むしろ聖霊論とキリスト論との整合性といった問題に立ち入っている。これも神学としては重大な論点ではあるが、聖霊の働きそのものを内容的にどのように語っているのかが、より一層明らかに示されるべきであったであろう。

第四章はオーウェンにおける教会論として「自由教会の教会論」が扱われている。ここでは「礼拝する自由」について語られ、礼拝と自由の関係が、自由論としても興味深い仕方でも述べられている。オーウェンは共通祈禱書の使用を拒否して、非国教徒的礼拝と教会を主張するが、それによってなお「見える公同の教会」の成員であることを疑わなかった。また各個教会を「同一の礼拝順序で神を共に礼拝する者の群れ」として規定し、礼拝への自発的な集合を持って会衆派的教会理解を示した。各個教会と全体教会との関係についても、各個教会をキリストの直接の制定によると主張して全体教会への制度的な従属性から解放したと言う。教会制定の権威がキリストの直接的制定と信仰者の自発性との二重の根拠から考えられていることが示される。

オーウェンの教会論における「神の主導性」と「人間の自発性」との両立が、本論論文の重大な関心事であることは明らかで、そこにキリストと聖霊の働きが指摘されている。またこの点の不十分な理解が現代の教会論においても、また現代の自由の理解においても重大な欠点としてあることが指摘される。人間の自発性はオーウェンにおいては「キリスト者の自由」の特に「内的行為の自由」の文脈で理解され、そこに根拠づけられながらの「方向づけられた自由」であった。この筋道で、教会論における人間の参与の意味を語り得たことは、一方で教会における人間的側面の希薄化（カール・バルト）と、他方で神の主導性から切り離され、従って教会や礼拝から乖離した人間主義的自由の主張の両面に対し、オーウェンの自由と教会の理解が有効な意義を持っているとされる。ただし「神の主導性」と「人間の自発性」をめぐって「キリストと聖霊の働き」が指摘されてはいるが、その内容や具体的究明が十分になされているとは言えない。

第五章は、以上の論述からいよいよ「市民社会の自由への展開」という大きな問題を特に「寛容の理解」に焦点を当てて究明している。王政復古の前後にわたるオーウェンの寛容論を取り上げ、そこに見られる内容上の一貫性（寛容の条件、もしくは条件を持った寛容の理解）と、王政復古を挟んで体制側から反体制側に転じたことでも明らかな前後の時期の視点の差異という両面を指摘している。17世紀の寛容理解は、寛容の思想史の上で一大問題であるが、その点をオーウェンについて明らかにしたことは本論文の一つの功績である。

ここでもまた現代神学との比較においてオーウェンの意味が語られるが、市民社会の自由の基盤として「キリスト者の自由」を指摘していることは、なおその信憑性と意義とを究明する課題は残るが、大きな主張を掲げたことが明らかである。この点では西方教会の神学は自由の個人主義に帰結し、その社会的側面を欠如したとし、その神学的根拠を一体性の強調に傾いた三位一体論の中に見て、社会的三位一体論を展開するユルゲン・モルト

マンの指摘はまったく当たらないとされる。むしろ三位一体論から聖霊論を介し、キリスト者の自由が人間の礼拝する自発性として展開するというオーウェン神学の筋道に現代の自由の個人主義化に対する適切な解決の道が示されているとされる。

結論部分ではこれまでの主張を簡潔に再述し、とりわけ現代におけるオーウェン神学における注目点を「キリスト者の自由」における「内的行為の自由」に見ることと、「聖霊の助け」による「自発的な神礼拝」に見ると言う二点が改めて強調されている。また現代神学に対し、オーウェン神学の中で「適切に人間の主体性を扱う神学が、聖霊の独自の働きを語り得る彼の三位一体論によって可能にされた」ことを見直すべきと主張される。さらにオーウェン神学が残している問題としては三位一体の「一体性」の議論が十分になされていると言えないと指摘され、また「終末論の欠如」が指摘される。しかしこの批判は、本論の議論の中から出てきたというよりは、唐突に提出された性格を否むことはできない。

本論文の評価と問題点

既述のように、本論文は「17世紀最大の神学者」であったジョン・オーウェンの神学思想を取り上げ、その中でも中心的に位置していた三位一体論や聖霊論、さらには教会論や寛容論、そしてキリスト者の自由を取り上げて、理解にもたらしたものである。その際オーウェン神学の組織神学的研究としてその神学そのものの整合的な理解に努め、同時に現代の神学的営みに対して、それがなお持っている意味を明らかにしている。オーウェン神学は、大部にわたるその全集が20世紀において改めて出版されるなど、多くの読者を持ちながら、なおその本格的な研究は日本においてはもちろん、イギリスにおいても十分にあるとは言いがたい。そうした状況を見ると本論文の優れた意味は明らかであろう。特に「キリスト者の自由」の理解に焦点を当て、オーウェンにおいては、それが聖霊の相対的独自性による働きによって根拠づけを得た点を明示し、現代神学における聖霊の働きと人間の自発性の関連の欠如に対する警鐘としての意味を高調したことは、本論文の優れた独自性と言ってよい。

取り上げた問題の大きさとその論述内容は、学問的質の水準と独自性とにおいて十分に博士論文の質を有している。とりわけ現代神学の大幅な理解を持ちながら、それとの対比においてオーウェンの意味を語り得たことは、神学的な力量を要することで、その点でも優れた論文と言いがたい。内容の詳細においては当然批判や反論の余地は多々あるものの全体的評価を覆すものではない。

オーウェンの神学を扱う以上、いかに組織神学の論文とは言え、最小限の神学史的論述が必要である。当時の時代思想の問題だけでなく、三位一体論をめぐる東方、西方の神学的源流や、キリスト者の自由をめぐる宗教改革者たちの理解など、神学史に精通する必要があり、この点も詳細においては解釈の異同はあるにせよ、本論文はそれなりの力量を示していると言いがたいであろう。数は少ないとはいえ、イギリスにおける先行研究は幾つかあるわけで、本論文はそれらを参照した上で立論されている。この点でも学術性の標準を

確保していると言ってよい。

ただし、惜しむらくは、そうした歴史的文脈や現代神学との対比の分量に押されて、オーウェンそのものの論述が制約された面がある。すでに指摘した人間の自発性における神の主導性の関わり、その際の「聖霊の助け」についてはもっと具体的な内容的展開を試みるべきであった。またオーウェン神学における「終末論の欠如」など、当時のピューリタンの7、8割がプレミネリアニズムの意味での再臨主義者であったと言われる中で、どのように思惟されていたのか、なお「オーウェン研究の一層の深化」が期待される。

以上の評価や批判を踏まえ、また審査日当日の須田 拓氏のディフェンスの内容も加味して、審査委員会は本論文を東京神学大学博士課程後期課程の課程博士論文として合格の判定をくださった。

2012年9月18日